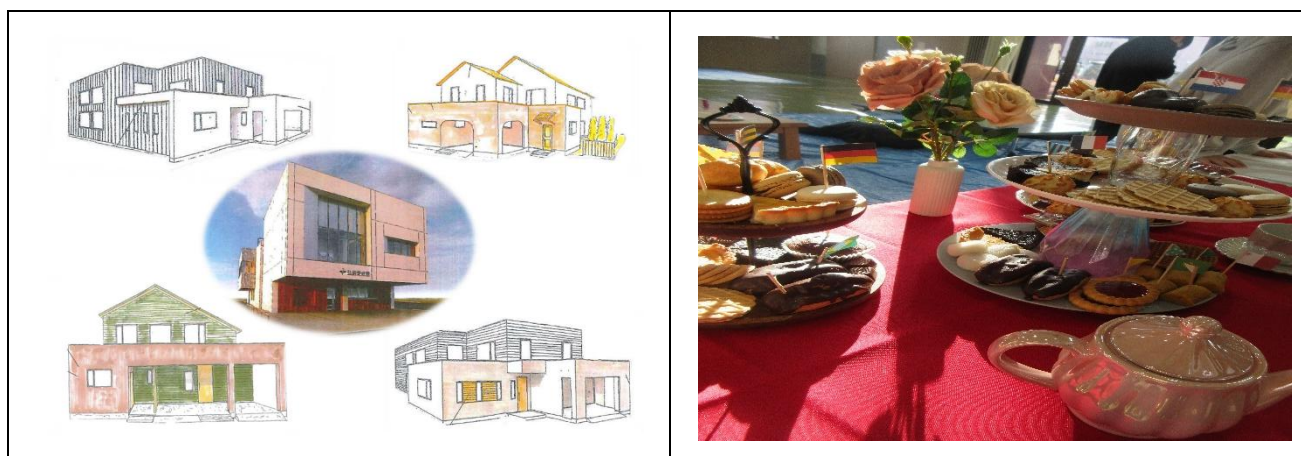


福祉サービス第三者評価の結果

令和 7 年 3 月 6 日提出 (評価機関→推進委員会)



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	児童養護施設弘前愛成園	種 別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 佐藤 優輝	開 設 年月日	明治 35 年 11 月 3 日		
設置主体 (法人名称)	社会福祉法人愛成会	定 員	42 名	利用人数	42 名
所在地	〒036-8154 青森県弘前市豊原 1 丁目 1-3				
連絡先電話	0172-33-5231	F A X 電話	0172-36-4443		
ホームページアドレス	https://aiseikai1902.wixsite.com/aiseien				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	(受審履歴)			
	3 回	平成 26 年度、平成 29 年度、令和 3 年度			

(2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p>【法人の基本理念】 「愛・行動・感謝」</p> <p>【施設の養護理念】 「子ども 1 人ひとりをかけがえのない存在として大切に育む」</p> <p>【生活指導目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 素直な心を養う 2. 健康な体をつくる 3. 自主・自律性を培う <p>創設者が孤児救済のために私財を投じ、明治 35 年に東北育児院を創設して以来、122 年にわたって創設者の意志を受け継ぎ、常に慈愛の心を忘れず、児童の養護と支援に努めています。</p>
---------	--

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事								
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアのより一層の充実 ・職員の資質向上 ・健康管理、感染予防体制の充実 ・学習指導・進路指導及び情操教育における支援 ・関係機関との連携 ・小規模化且つ地域分散化計画の推進 ・アフターケア事業 ・社会的養護自立支援拠点事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・花見 ・宵宮 ・施設交流会 ・キャンプ ・じゃがいも堀 ・ハロウィン ・アップルマラソン ・施設交流野球大会 ・クリスマス会 ・年越し・初詣 ・元旦・正月外出 ・スキー ・卒園旅行 他 								
<p>その他特徴的な取組</p>	<p>【新しい社会的養育ビジョンを念頭に小規模化且つ地域分散化計画の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中の一軒家施設を活用した、地域小規模児童養護施設を2棟開設し、子どもたちに家庭的な環境での生活を提供しています。 ・分園型小規模グループケア（6人×4棟）建築中、令和7年度から移転です。 <p>【地域の子育ての中核的な存在を目指した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センター“太陽”を併設し、子どもや家庭の相談を受け付けています。また、夜間や休日の保育ニーズに対応するため弘前市トワイライトステイ事業を実施しています。 ・社会的養護自立支援拠点事業では、社会的養護経験者や虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、設備を整え相互交流の場を提供し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行う。 								
居室概要	居室以外の施設整備の概要								
<ul style="list-style-type: none"> ・応接室 ・事務室 ・相談室 ・医務室 ・静養室 ・面会室 ・機械室 ・機械室 ・アリーナ ・会議室 ・プレイルーム ・食堂 ・厨房 ・休憩室 ・工芸室 ・職員室 ・幼児居室 ・寝室 ・調理室 ・浴室 ・ボイラー室 ・リネン室 ・乾燥室 ・洗濯室 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房装置 ・緊急連絡放送装置 ・防犯カメラ ・自動施錠 ・開錠装置 ・自動火災報知機 ・AED 								
職員の配置									
職 種	人 数				職 種	人 数			
園長	1	常 勤	0	非常勤	用務員	0	常 勤	1	非常勤
児童支援員（主任） 基幹的職員	1	常 勤	0	非常勤	事務職員	2	常 勤	0	非常勤
児童指導員	7	常 勤	1	非常勤	看護職員	2	常 勤	0	非常勤
保育士	22	常 勤	0	非常勤	児童指導員	1	常 勤	0	非常勤
児童指導員補助	1	常 勤	0	非常勤	作業療法士	1	常 勤	0	非常勤
里親支援専門相談員	1	常 勤	0	非常勤	言語聴覚士	1	常 勤	0	非常勤
家庭支援専門相談員	1	常 勤	0	非常勤	栄養士	1	常 勤	0	非常勤
地域小規模児童養護施設等バックアップ職員	1	常 勤	0	非常勤	調理員	4	常 勤	0	非常勤
自立支援担当職員	1	常 勤	0	非常勤	宿直専門員	2	常 勤	0	非常勤
個別対応職員	1	常 勤	0	非常勤	医師（内科、歯科）	0	常 勤	2	非常勤
心理療法担当職員	2	常 勤	0	非常勤					

2 評価結果総評

◎特に評価の高い点

【施設長のリーダーシップ】

施設長は、職員が働きやすい環境にするために、基準を超えた人員配置や待遇改善に向けて法人の会議で根拠、計画、成果をしっかりと説明して理解を得ています。

心理療法担当職員を2名に増員し、メンタルヘルスサポート体制の充実に取り組んでいます。心理療法の広報誌「こころのおたより」を子どもや職員向けに発行しています。さらに、心理療法担当職員による秘匿性の高い相談窓口として、職員の悩みや苦しみに寄り添う取り組みを行っています。心理療法担当職員に対しては、月一回程度外部の専門家からのスーパービジョンを受けることができ、バックアップする体制を整えています。

職員からの信頼度が高く、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しています。

【組織図から見る価値と倫理】

組織図は上から下への指示命令系統を表わすものではなく、下に園長、上に子どもがいるものになっています。愛成園という土壌を園長がしっかりと耕し芽が出て主任という太い幹が育ち、その幹から職員という強くなやかな枝が育ち、土壌からいっぱい吸い取った栄養を子どもたちへ届ける、そして子どもたちが陽のあたる場所で育つように、「子どものために」我々は働く組織であるという、価値と倫理がしっかりと伝わる組織図となっています。

学校から帰って来た子どもたちが、思い思いの場所でくつろいでいる様子に、これまで荒れた波立つ海の中に置かれていた状況ではなかったかと思われる子どもたちが今は風の状態の中で安心な生活ができているのだろうと感じます。

◎改善を求められる点

【事業計画の周知】

事業計画を子どもや保護者、また地域住民等、困っている方々の寄り添いとなる施設（人・機能等も含む）として、施設の機能を広く発信していく取り組みを期待します。

【子どもの満足の向上】

アンケートでは、8割は「はい」という回答があり、「いいえ」は1割に満たないものでした。「はい」「いいえ」は分かりやすいものですが、「どちらともいえない」という回答もどうしても出てきます。年齢的に質問の意味が分からないのか、入所期間の違いから判断できないのか、答えに困っているのか、子どもを特定することは困難ですが「どちらともいえない」という子どもの声があることを理解して、その気持ちに寄り添う支援が継続されることを願います。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

組織や職員個人の取り組み努力を丁寧に評価していただき感謝している。子どもたちやご家族の満足度を上げることや、外部への情報発信についてなど、多くの助言をいただいたので、職員で意見を出し合い、助言を取り組みに落とし込んでいきたい。

また、来年度は、これまで計画してきた小規模化且つ地域分散化計画が実を結ぶ年になる。今回の評価結果や調査者からの助言、新しく加わる職員の意見を取り入れ、全員でサービスの向上を目指す。

評価機関	名称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所在地	〒030-0822 青森市中央3-20-30
	事業所との契約日	令和6年7月9日
	評価実施期間	令和6年10月30日／令和6年11月6日
	事業所への調査結果の報告	令和7年2月19日

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人愛成会の理念「愛・行動・感謝」に基づき、施設の養育理念として「子ども一人ひとりをかけがえのない存在として大切にはぐくむ」を掲げています。創設者の意志を受け継ぎつつ、時代の変化に対応し、「当たり前の生活」の実現に向けた実践を重ねています。子どもや保護者には生活の手引きやパンフレットを配布し、子どもにはホームルームの時間などを活用して、わかりやすい表現や図柄を用いながら説明を行っています。また、ホームページには養育理念を含む愛成園の基本姿勢が掲載されており、関係者にも配慮された内容となっています。職員に対しては、フロア会議や支援会議で周知を図るとともに、事業計画書や実績報告書にも明文化されています。</p> <p>今後、分園型小規模グループホームへの移行を進める中で、地域社会への情報発信等を継続的に取り組んでいきたいと思っております。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>全国児童養護施設協議会に加盟し、青森県児童養護施設協議会では副会長として活動しています。児童養護施設計画の作成に関わるとともに、乳児院や他の児童養護施設等の状況を踏まえ、今後の動向の把握や分析を行っています。また、外部研修にも積極的に参加し、情報収集に努めています。さらに、国や県の計画にとどまらず、現場で得た知見を踏まえ、今後の見通しを考慮した新規事業の検討を行っています。常に経営状況の把握に努め、各種加算の取得に向けて計画的に取り組んでいます。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>分園型小規模グループホームの移行に向け、職員の確保や体制の整備を進めています。法人内では月1回の施設長会議において、施設の収支予測を基に経営状況の報告や課題の共有を行っています。さらに、職員に経営状況の理解を深めてもらうため、職員会議等で施設長自ら情報発信を行っています。また、職員が費用ごとの予算に基づいて経営管理を意識できるよう、節約意識を持つ取り組みを進めています。加えて、職員が意欲的に働ける環境を整えるため、独自の各種手当を新設したり、働き方の改善を図る等、具体的な実践を積み重ねています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>国の方針に基づき、2025年4月の開設を目指して分園型小規模グループケア（6人×4棟）の建設を進めています。今後は、一時保護委託の体制整備、児童発達支援、放課後等デイサービス等、県の委託事業や法人独自の地域支援に向けた取り組みを計画しています。その実現に向けて予算の確保を図るとともに、養育機能を強化するための専門職の配置に関するビジョンを明確にし、迅速に人材の確保や育成に取り組んでいます。</p> <p>中・長期計画の中に、可能な範囲で収支計画を盛り込むことを期待します。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえた単年度計画が策定されています。年度の収支予算の中に組み込まれており、実行可能な計画となっています。また、地域小規模児童養護施設での養育・支援の取り組みを基に、今後の分園型小規模グループケア開設に向けた準備を進めています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は、時期的な要素を含め、前年度の評価をもとに全職員が分担ごとに参画し、意見を集約・反映して策定されています。その後、主任（児童指導員）が取りまとめ、事業計画案を作成し、再度全職員で確認を行っています。策定された事業計画は職員会議で周知されるとともに、パソコンのネットワークを通じて常時閲覧可能な状態になっています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもに必要な情報は、ホームルームで説明し、必要に応じて掲示を行っています。また、「生活の手引き」を活用してお伝えしています。家族には、年2回の広報誌の配布に加え、学校や施設での行事など、必要な事項については電話等で周知しています。しかし、事業計画の主な内容をお知らせする等、保護者等に理解を促す取り組みはまだ実施していません。</p> <p>保護者へ事業計画書の概要版を郵送したり、子どもにはイラストを用いるなどの工夫を行い、子どもの発達や保護者の特性に応じた資料の作成や伝達方法に工夫を凝らすことを検討してはいかがでしょうか。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>養育・支援等に向けて、フロア会議で話し合いを行い、各リーダー以上が参加する運営会議を経て、職員会議で周知されています。児童相談所の児童援助指針をもとに、各専門職が参画し、組織的に質の向上に取り組んでいます。また、全国養護施設協議会の「人権擁護チェックリスト」による自己評価を実施し、第三者評価の自己評価を年1回行っています。第三者評価を検討する委員会が組織されており、委員会メンバーを中心に園内研修で分析を行い、受審後に評価の検討や改善に取り組む仕組みが実行されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>第三者評価・標準的な実施方法についての委員会を組織し、自己評価結果や第三者評価結果に基づき、園内研修の際に職員が参画して話し合いを行う仕組みが整備されています。近年では、標準的な実施方法に関するマニュアルを整備し、職員が定期的に話し合いながら随時更新し、必要に応じてマニュアルの見直しを行っています。</p> <p>今後は、施設として取り組むべき課題の優先順位を話し合い、改善の取り組みを記録に残し、毎年取り組むべき課題を見える化して、計画的に継続できるように期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長は、自ら施設の経営・管理に関する方針を事業計画に明確に示しています。広報誌には毎回記事を掲載し、子どもを取り巻く保護者、地域、関係機関等をつなぐ役割を担っています。有事における施設長の役割や不在時の権限委任等についても事業計画書内で職員の業務内容に触れていますが、詳細には記載されていません。</p> <p>施設長の役割を明確に文書化することが期待されます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、県からの通知や専門誌の購読、外部研修等を通じて、遵守すべき法令等を熟知しています。また、法人内での施設長会議において、労働基準法やハラスメント防止等について理解を深め、職員に周知し、勉強会を開催する等、職員の不利益を避けるために配慮しています。職場環境の改善にも積極的に取り組んでいます。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、朝会や引継ぎ、各種会議に参加し、養育・支援の現状を踏まえて、養育の質の向上に向けて意欲的に取り組んでいます。そのため、職員の心身の状況を把握し、必要に応じてスーパービジョンを行う等、職員の教育・研修機会を充実させるよう継続的に取り組んでいます。また、分園型小規模グループケアの開設後の方向性を模索し、予測されるリスクに対応しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、経営の改善や業務の効率性向上に向けて分析・実行しています。法人代表者に対して人員配置や待遇改善などを提言し、指導力を発揮しています。職員が働きやすい環境を整えるため、基準を超えた人員配置や待遇改善、メンタルヘルスサポート体制の充実に取り組んでいます。また、職員には施設長の考えを表明し、結果の報告を行い、意識づけをしています。職員がコスト意識を持つように促し、子どもに関わる部分については、予算に基づいて管理運営を担当しています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の中に、養育機能強化のための専門職配置人数計画が盛り込まれています。人事管理マニュアルには「求める職員像」が明確に示されており、人材確保や育成の基準となっています。また、学校からの実習生やボランティアの受け入れ、学校での講師活動を通じて、児童養護施設への理解を深めるとともに、福祉人材の確保にも積極的に取り組んでおり、その取り組みは高く評価できます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成方針（マニュアル）、人事管理手順（マニュアル）、人事考課手順（マニュアル）が作成され、施設が求める職員像が明確に示されています。また、人材育成マニュアルでは、入職前から入職後の階層別に「期待される職員の役割と技術」が明確化されています。年2回の人事考課では、施設長が職員一人ひとりに対してフィードバックを行い、その際に助言および指導を実施しています。職員の処遇水準については、他の法人の現状を把握し、必要な処遇改善が行えるように理事長に提言する等、積極的に取り組んでおり、その姿勢が評価されます。施設長は、年1回全職員との面談を行い、総合的に改善策を講じています。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>法人では、「イクボス宣言」を掲げ、職員のワークライフバランスを最大限に優先する取り組みを行っています。また、産業医を招き、職員のストレスチェックを実施しています。職員の休憩時間の確保、有給休暇の取得、産休はもちろん、男性の育児休暇も積極的に取得されています。夜勤職員の配置等、働きやすい職場環境を整備するために人材確保に取り組んでいます。施設長や主任との職員面談に加え、心理療法担当職員によって「こころのおたより」を発行したり、職員の心の相談窓口として秘匿性の高い相談を提供しています。法人全体で、職場環境等に関する具体的な取り組みを定め、継続的に実施しています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長面談、主任面談を年1回実施しています。施設として「期待する職員像」や階層別の目指すべき水準は明確にされています。個人面談の際には、スーパービジョンを通じて職員が目指すべき方向性を明確にし、年2回の人事考課におけるフィードバックを通じて、評価の確認を行っています。</p> <p>現在、口頭で行っている個別の目標設定について、面談時に用紙に記載することで、目標達成度をより明確に把握できるように取り組んではいかがでしょうか。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>年度ごとに「研修プログラム」、「階層別人材育成計画・キャリアパス・研修体系」が整備され、人材育成目標レベルが明確になっています。人材育成マニュアルには「求める職員像」が明示されています。職員CAP研修に力を入れ、施設内研修にとどまらず、他施設職員（児童養護施設等）、地域住民、教育関係者にも研修を開催する等、広く人材育成に貢献しています。</p> <p>年度末の実績報告書作成時に、研修内容の評価や検証を行い、次年度に向けた計画に反映させてはいかがでしょうか。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員個別研修実施一覧が作成され、法人内で管理されています。必要な知識を習得するための園内研修や、階層別のスキルアップを目的とした外部研修が確保され、職員の学びをサポートする体制が整っています。特に一年目・二年目研修では、法人の理念・方針・各種規程関係、職場のルール、社会人マナー、基礎知識の習得に向けて、サポートが手厚く行われています。職員は、目標達成に向けて自ら研修を希望することができ、業務の一環として研修に参加できるよう配慮されています。資格要件は、法人のホームページに掲載されています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>「実習生・ボランティア委員会」が設置され、実習生の担当者が対応しています。実習生受け入れマニュアルが整備され、実習生を受け入れる目的が文書化されています。社会福祉士実習指導者は、養成校と定期的に連携を行っています。受け入れから終了までの流れや、オリエンテーションで使用する資料が用意されています。また、実習期間中には養成校の教員が訪問し、連携が図られています。</p> <p>今後は、専門職種ごとの実習生マニュアルが整備されることを期待します。また、保護者等への実習生受け入れの事前説明が難しい状況かと思いますが、パンフレットや生活の手引き等に、施設の基本姿勢として実習生を受け入れる意義を明文化してはいかがでしょうか。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人ホームページには、施設の養育理念や養育・支援・事業内容、事業報告、予算・決算情報、第三者評価受審結果、苦情の件数などが公開されています。ただし、法人の理念は第三者評価結果からしか確認できませんでした。施設の存在意義や社会、地域に対する役割は、事業報告内で読み取ることができます。地域に向けては、パンフレットや広報誌等を通じて、活動内容を発信しています。</p> <p>第三者評価結果を踏まえた改善や対応状況、また苦情・相談窓口等の情報をホームページで公開されることを期待します。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人における事務、経理、取引等に関するルール、業務分掌、権限・責任が明確にされ、職員等に周知されています。法人の内部監査や外部の専門家による会計監査において、施設部分の監査も定期的実施されています。本部に1名、施設に1名の事務職員が配置されていますが、事業の規模を考慮すると、施設長が担う部分を分散化することが望ましいと思われます。</p> <p>外部の会計監査結果を踏まえ、経営改善の指標として活用してはいかがでしょうか。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>一定のルールを定め、友人等が施設に遊びに来ることを推奨しています。買い物等は年齢に応じて、職員が付き添う場合と、自分でお小遣いを持って買い物をしたり、ネットで注文するなど、個々の自由にしています。フロアごとの行事企画や施設交流野球大会等、外部との交流の機会を広げるための取組が行われています。施設として、地域における福祉ニーズを把握し、幅広い活動が展開されています。地域小規模児童養護施設では、町内会に加入し、より家庭に近い環境で生活できています。</p> <p>事業計画書に地域活動に向けた基本的な考え方や活動内容が明文化されることを期待します。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>施設としてボランティア活動を推奨し、大学生の学習ボランティアも積極的に受け入れています。施設長は、学校での講義を通じて児童養護施設の理解を深める取組を行い、学生と施設のパイプ役を担っています。また、ボランティア活動を通じて、児童養護施設の理解を深め、地域に開かれた施設を目指しています。</p> <p>ボランティア受け入れに関するマニュアルは整備されていますが、毎年見直し、必要な情報を更新していく取組が期待されます。事前オリエンテーションの際に説明するための資料には、ボランティアを受け入れる意義や活動メニュー、注意事項（約束事）などを明示すると良いでしょう。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>社会資源は、子どもごとに記録に分類されており、フロア会議の際やパソコン上で職員間の情報共有が図られています。月に一回、児童相談所とのカンファレンスや子どもの学校との定期的な連絡会にて、子どもの生活や学業状況を確認し合い、検討・情報交換を行っています。退所に向けて、職員が子どもと一緒に引っ越し先を訪れ、地域の社会資源を確認し、必要に応じて職員が連絡先を交換するなどの取組が行われています。また、退所後にも施設職員へいつでも連絡が取れる状況を確保し、生活面でサポートできる体制が整っています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、学校の評議員や行政の各種委員会の活動を通じて、福祉ニーズの把握に努め、新たな事業を能動的に展開しています。施設の機能を活かし、体育館アリーナの開放や、民生委員・地域住民・教育関係者との勉強会を開催することで、施設内にとどまらず地域への還元に取り組んでいます。新たに、地域交流スペースや一時保護専用棟の建設が予定されており、地域住民の多様な相談に応じています。地域支援事業のために家庭支援専門相談員や心理療法担当職員を配置し、養育機能を強化する取組を行っています。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>児童家庭支援センターを併設し、18歳までの子どもやご家族の心配や悩みについて相談を受け付けています。また、弘前市から委託を受けているトワイライトステイ事業や青森県から委託を受けて社会的養護自立支援事業を行っています。転勤等で移住してきた方々のより所となるように、施設のアリーナを開放したり、様々な交流の場を提供するなど、居場所づくりを行っています。地域小規模児童養護施設では、町内会に加入し、活動に参加しています。また、法人では子ども食堂を運営しており、今後は施設を中心に活動を継続する方向で検討しています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した養育・支援の姿勢を養護理念や方針に明示し、事業計画に掲載しています。子どもを尊重する養育・支援の指針として、年度初めの職員会等で確認しています。事業計画に明示されている「子どもとの関わりで大切にすること」は職員にとっての「倫理綱領」や「行動指針」となるものであると読み取れます。園内研修でより適切な養育に関する勉強会が開催され、施設内で共通の理解を持つための取り組みが行われています。また、各フロアごとに目標を設定し、具体的な実践方法を明示し、その成果を事業報告で評価しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>小学生高学年以上には個室を提供し、子ども自身が鍵を管理しています。低学年は二人部屋ですが、カーテンで仕切りを設け、プライベート空間が確保されています。中高生は一人で入浴することができます。居室へ入る際や手紙・荷物等を確認することは、子どもの理解を得て行っています。入所時に子どもや保護者に対して、プライバシー保護に関する説明を行っています。「生活の手引き」には、施設内で子どもが自分を大切にできること、職員が子どもを大切にすることが明示されており、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われていることが読み取れます。</p> <p>「生活の手引き」から、子どものプライバシーを守ることへの姿勢は十分に読み取れますが、子どもや保護者により理解していただけるよう、現在実施している日常生活におけるプライバシー保護に関する内容を具体的に説明する工夫をしてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者等に向けて、養育・支援の内容が分かりやすく説明されたパンフレットを作成しています。特徴的なイベントの写真を掲載し、楽しさが伝わるよう工夫されています。また、ホームページをリニューアルし、行事、日常生活、職員の仕事、地域との繋がりなど、施設での生活について豊富な情報が掲載されています。見学希望者を受け入れ、対応する体制が整えられています。さらに、保護者等に向けて「苦情・要望申し出窓口の設置」についてのお知らせをし、苦情に対する施設の対応を明確にしています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所予定の子どもや保護者のもとに、担当職員が出向き、施設での生活について丁寧に説明しています。「生活の手引き」は分かりやすく、柔らかい言葉で、しかししっかりとした内容で書かれており、施設での生活が安心であることをイメージできるようになっています。入所受入手順を作成し、施設が定めた様式に基づいて、どの子どもや保護者等に対しても同じ手順、同じ内容で行っています。本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、児童相談所と連携し、子どもにとって最善の利益を考慮して対応しています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地域での生活や家庭復帰に向けて必要な支援や、施設退所後のアフターケアに関しては、自立支援担当職員を配置し、アフターケアの窓口として気軽に相談できる体制を整えています。支援には標準的な対応方法を明文化しています。養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行にあたっては、ケース会議を開催し、関係行政機関と協議のうえ、適切な時期やその後の生活等について検討しています。再入所の必要性についても見立て、検討しています。退所を控えた者や退所後の自立を支援する事業、社会的養護自立支援拠点事業の機能を持っています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>月1回、個別面談の時間を確保し、子どもの満足度に関する聞き取りを行っています。聞き取った内容はフロア会議で協議し、生活状況を把握したうえで、支援の方向性等を検討しています。施設に対する疑問や要望を発展的に捉え、子どもの意見を通じて職員も気づくことがあり、衣類の基準や食事の携帯電話の使い方など、子どもたちが理解するルールが作られています。日常の会話の中からも子どもたちの満足度を把握し、食事に対する希望や要望をフロア会議等で検討し、迅速に対応しています。ルールが改善された際は、ホームルームで説明を行っています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員が設置され、苦情解決の体制が整備されています。保護者等には「苦情・要望申し出窓口の設置」についてのお知らせをし、苦情に対する施設の対応を明確にしています。「生活の手引き」には、心配なこと、嫌なこと、困ったことなどがあれば職員に教えてくださいと記載されており、職員は子どもたちを大切に、安心して生活できるようサポートすることを伝えています。子どもたちの苦情（困りごと）に対応する仕組みがあることが、手引きから読み取れるようになっています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>園内には意見箱が設置されており、有効に活用されています。「生活の手引き」には、園の生活で困ったときに相談できる相手が明示されており、その対象として園の職員、家族、児童相談所、学校の先生などが挙げられています。子どもたちは施設外の大人にも相談できることを理解しており、実際に学校の先生に相談することができます。子どもと対話する際には、園内の畳の和室を利用し、リラックスした雰囲気の中でプライバシーを守り、安心して対話ができるよう配慮しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>普段の会話の中で、子どもたちがどんな思いを抱えているのか、困りごとに気づくように、しっかり目を見て話すよう努めています。また、行動や態度の変化にも注意を払い、見落とさないよう努めています。自分の気持ちをうまく言葉で表現することが難しい子どもに対しては、心理療法担当職員と連携し、丁寧に関わることを意識して対応しています。意見箱に寄せられた相談や意見については、園長が迅速に手書きで回答し、子どもたちに届けています。子どもの相談や意見、それに対する回答は職員間で共有されています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>園長をリスクマネジメントの責任者として、主任や各業務のリーダーで構成される運営委員会において、事故要因の分析や対策を検討しています。ヒヤリハットメモや事故報告書を作成し、園内のパソコンネットワーク掲示板に掲載して、全職員に周知しています。リスクマネジメント要綱を作成し、リスク管理において職員間での情報共有が重要であることを明文化し、職員の「危険への気づき」を促進しています。破損箇所の早期修繕、薬品や刃物、電気製品などの危険物の収納管理等、事故を未然に防ぐための取り組みが徹底されています。また、防犯グッズを備え、不審者対応訓練も実施しています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長を感染症対策の責任者とし、看護職員が保健・衛生管理全般の業務を担当しています。保健・衛生計画が作成され、健康状態の把握と体調の変化に迅速に対応できる体制づくり、また感染症防止の取り組みが明文化されています。看護職員が中心となり、感染症についての勉強会を開催しています。職員が感染症等に的確かつ迅速に予防または対応できるよう、必要事項を定め、入園者および職員の生命や健康を守ることを目的とした感染症対策マニュアルが作成されています。職員がいつでも感染症対応について再確認できるよう、各フロアにマニュアルを設置しています。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設の立地や地形等を把握し、予測される災害に備えた避難基準を定め、避難場所、避難経路、避難方法を明確にしています。また、災害時の行動基準となる職員参集基準、役割分担、避難に必要な職員数等の人員体制、指揮系統が確立され、災害時の連絡先を整備した綿密な非常災害対策マニュアルが作成されています。火災、地震、水害を想定した年12回の避難訓練（うち1回は夜間訓練）を実施し、マニュアルに基づく行動が実施できるか検証しています。さらに、BCP（事業継続計画）を策定し、より実効性の高い取組を行っています。地域住民の理解と協力を得ながら、防災協力員として2名が委嘱され、施設として災害時の応援・協力体制を整えています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画に示された生活指導目標に基づき、各フロアが目標と具体的な実践方法を策定しています。「子どもとの関わりを大切にすること」は職員の行動規範となり、標準的な実施方法が文書化されています。事業報告に記載された各フロアの目標に対する取り組みの報告から、養育・支援が実施されていることが確認できます。さらに、より適切な養育についての園内研修が行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>月に1回行う子どもとの面談や意見箱に寄せられた意見、職員の気づきをもとに、現在の取り組みについてフロア会議や運営会議で検討し、見直しを行う体制があります。自立支援計画は、年に一回PDCAサイクルで検証されています。PDCAサイクルの各工程は、フロアリーダー、主任、園長が確認し、承認・助言を行う体制となっています。改訂記録や会議録は園内のパソコンネットワークを通じて職員間で共有されています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所の援助指針を踏まえ、子どもの状況を適切にアセスメントしています。子どもたちの不適応行動の背景や、子どもの発言の言外の意味を読み取る姿勢でアセスメントを行っています。自立支援計画の作成手順はマニュアル化されており、施設が定める様式に沿って、子ども一人ひとりの自立支援計画を策定しています。担当職員が作成した計画は、主任、看護職員、心理療法担当職員、家庭支援専門員、栄養士等が出席するフロア会議で話し合う体制が整っています。自立支援計画表には、子どもの強みや長所がアセスメントされていることが確認できます。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>自立支援計画作成手順マニュアルに沿って、月に1回のフロア会議で、主任、看護職員、心理療法担当職員、家庭支援専門員、栄養士等が参画し、子どもの状況確認および支援の方向性について協議しています。自立支援計画に基づく養育・支援が行われていることを確認する仕組みが整備されています。半年に1回、支援目標の達成状況を確認し、必要に応じて目標の変更や追加を行うこととしています。PDCA サイクルを継続的に実施しています。見直しされた自立支援計画は、園内のパソコンネットワークで職員間に共有されています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>施設が定めた様式に沿って、子ども一人ひとりの個人記録票が作成されています。自立支援計画に基づく養育・支援が、子どもの状態にどのように推移したかについて、基本的な生活習慣、健康、社会性、コミュニケーション等の項目が適切に記録されています。必要な情報が正確に伝わるよう、主任や園長が記録の書き方を適宜指導しています。園内のパソコンネットワークで情報が共有されていることが確認されました。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>法人で文書取扱要領・保存要領、情報管理規定を策定し、理事長を情報管理責任者、施設長を情報管理者として管理体制を整備しています。園では、施設長（園長）が記録管理の責任者となり、情報発信の責任および漏洩に対する対策を定めています。個人記録は職員室の施錠可能な書庫に保管され、電子データについてはパソコンの持ち出しやUSBの使用を禁止しています。記録の管理については、園長と主任のダブルチェックを徹底しています。子どもの写真を広報誌に掲載する際には、子どもや保護者に個人情報の取扱いについて説明し、確認を得ています。個人情報保護に関しては、園内研修や職員会議等で周知が図られています。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>園内研修として全職員を対象に、「より適切な対応を目指すためのガイドブック」を用いた権利擁護に関する勉強会を行い、事例検討を通じて権利擁護の意識と理解を深めています。また、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法が明記された虐待対応マニュアルを作成し、周知しています。全員参加の職員会議では「生・性に関する研修」を実施しています。さらに、「より適切な養育」を推進する委員会が設置され、定期的に園内研修が開催されています。職員は外部研修にも積極的に参加し、園内研修の計画的な実施や教育的な動画のネット検索による情報提供を通じて、職員の資質向上に努めています。担当者も他の職員からも「大切にされている」と感じ、「みんな大好き」との子どもたちの声から、施設の養護理念がしっかり実践されていることが分かりました。</p>		

A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもに対して、「生活の手引き」を使い、分かりやすい言葉で自分を大切にすること、そして他者も大切にすることをしっかりと伝えています。日常生活の中でも、自分と他者との違いについて理解できるよう、丁寧に対話を重ねています。外部講師を招き、年齢別に CAP 実践プログラム研修を実施し、「自分の大切さと暴力から身を守る具体的な方法」を学んでいます。職員も CAP 研修を受けています。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもに生き立ちを伝える際は、児童相談所と協議し、どのように伝えるかを決めています。子どもの知りたいという気持ちを尊重しながら、心理療法担当職員を中心に、子どもの発達状況を見極めつつ、適切な事実告知と整理を行っています。伝え方や内容については職員間で共有し、フォロー体制を整えています。子ども一人ひとりの成長の記録としてアルバムを作成し、空白が生じないように写真等を収集し整理しています。子どもの希望を受け入れ、職員と一緒にアルバムを見ながら成長の過程を肯定的に振り返っています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>虐待対応マニュアルを作成し、禁止行為や予防のための取り組み、発生時の報告体制、再発防止に向けた検証等について明文化しています。子どもたちが意思表示できる仕組みがあることを明記しています。年度始めには権利擁護に関する研修とともに、被措置児童虐待や不適切な関わりを防ぐための園内研修を行い、施設の養護理念や養育観を共有しています。「就業規程」には不適切な対応の禁止とその処分について規定しています。密室や死角ができないよう、施設内の構造を点検しています。また、全養協の人権擁護チェックリストを活用して、日常の業務を確認しています。</p>		
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所予定の子どもについては、児童相談所と協議し、事前面接を行っています。園の写真や広報誌を見てもらい、園での生活様子がイメージできるよう丁寧に説明しています。子どもの好きな色やキャラクターを聞き、それに合った日用品を準備しています。生活の場所が変わることに対する不安を受け止め、温かく迎えるための準備を行っています。子どものこれまでの生活との繋がりを重視し、通学が可能な距離であれば転校せず、それまでの学校に通学できるよう支援しています。家庭復帰や施設変更により退所した後も相談できることを「生活の手引き」に示しています。</p>		

A⑥	A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの進路については、同法人が運営する青森県社会的養護自立支援拠点事業「つなぐ」と連携し、退所を控えた子どもや退所後の子どもの自立支援を行っています。お小遣い帳をつけることが家計管理の体験となるよう支援しています。退所後の生活場所や社会資源等を調べ、その利用方法を一緒に考えたり、退所後の社会生活を想定した支援が行われています。退所後のアフターケアは自立支援担当職員やアフターケア専門職員によって行われており、社会生活の中で困っていることや疑問を気軽に相談できる体制が整備されています。携帯電話番号やメールアドレス、LINEのIDを交換する、生活場所に訪問する等、十分な取り組みが行われています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>「子どもとの関わりで大切にすること」を行動指針としており、子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験に伴う苦痛や怒り、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起きているのかを理解しようと努めています。子どもたちが大人に何を求めているかを理解し、日常生活においてカウンセラーの視点で関わるようにしています。どんな小さなことでも褒め、感謝を伝えることを続けることで信頼関係の構築に努めています。また、教育的な動画をネットで検索し、職員自身の支援を振り返る際に活用しています。</p> <p>子どもたちの不適応な行動を心の怪我と捉え、それは見えにくいものであるという思いを寄せています。職員の支援という愛情の絆創膏で癒されていることでしょうか。職員も時にはかすり傷を負うことがあるかもしれませんが、それでも「この仕事が好き」と答えてくださった職員の情熱が維持されているのは、組織的なフォローがしっかりと行われているからだと思えます。今後もこの取り組みが継続されることを願っています。</p>		
A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもと職員の信頼関係を築くため、原則として子どもの退所まで担当制を採用しています。基本的な欲求の充足は、子どもが信頼を寄せる職員によって行われ、また、子どもと職員が共につくり出す日常生活の中で自然に行われるように養育・支援しています。子どもの意見から職員が気づくことがあり、その結果として新しいルールが作られる場面もあります。子どもにとって身近な職員は一定の裁量権を持ち、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制が整っています。子ども一人ひとりを尊重し、誕生日には担当職員がケーキを手作りしてお祝いしています。</p>		

A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営む ことができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>洗濯や掃除などは職員が行っています。「やってもらう」ことを体験することで、子どもは自分が大切にされている存在だと気づき、また「やってくれる」大人がいることに安心感や信頼感を持てるよう支援しています。年齢に合わせてできることが増え、自然に手伝いを申し出たり、自分のことは自分で行うようになっていたりしています。日常生活の中で「ありがとう」を伝えたり、具体的に褒めたりすることを多く行い、自己肯定感を高めるよう支援しています。学校に関してつまずきや失敗の経験がある子どもに対しては、さまざまな選択肢を一緒に考え、子ども自身が自らの生活を主体的に考えられるようサポートしています。</p> <p>「お手伝いしたりすると褒めてくれる」「勉強したりしていると褒めてくれる」「何かにチャレンジして成功したりすると褒めてくれる」と答えてくれた子どもたちがありました。自分の行動を認めてもらうことで、自信を持っている様子がうかがえます。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>年齢段階に応じ、児童の希望も考慮しながら絵本や情報に役立つ本を購入し、図書を整備しています。また、参考書も豊富に用意されています。施設内には運動場（アリーナ）があり、バスケットゴールや卓球台等の設備が整っています。工芸室を利用し、描画や工作などの活動にも取り組んでいます。小学校、中学校の定期連絡会に出席し、子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換を行っています。さらに、大学生のボランティアを積極的に受け入れ、学習や遊びの機会を提供しています。</p> <p>工芸室での活動から、表現力や想像力を養い、心の安定を図ることができます。年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムを作成して実施してみたいかがでしょうか。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>「生活の手引き」の中で、安心して生活するために守るべきことや1日の流れを伝えています。「しなければならないこと」「してはならないこと」を明確に伝えています。子どもに異なる行動が見られた場合は、十分に話し合い、守るべき決まりや約束を一緒に考え、理解できるように伝えています。家庭的な雰囲気大切に、洗濯や掃除、食事等の生活環境を整えること、学校への持ち物や提出物の準備を職員が大人として模範となる態度や振る舞いを見せることで、社会常識や社会規範を学び、また一緒に行うことで生活技術を習得できるよう養育・支援しています。丁寧なお世話を通じて、子どもたちの自主性が育つよう支援しています。屋外での行事や地域のイベントに参加することで社会性を身につける機会を提供しています。ネットや SNS に関する知識が身につくように、日常の対話を通じて支援しています。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A12	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>家庭的な手作りの料理を中心に、味覚、量的にも満足できるようなバランスの良い食事提供に努めています。食堂はゆったりとしたスペースで明るく、清潔さが保たれています。伝統料理や郷土料理を取り入れ、食事を通して四季を感じ取れるよう旬の食材を多く使用するように献立を工夫しています。日常的に子どもの要望を聞き取り、献立に反映しています。アンケートより「メニューが豊富でリクエストにも答えてくれる」との回答があり、子どもたちが満足している様子がうかがえます。各フロアにキッチンが整備され、活動等で帰りが遅くなる子どもの食事を温め直すことができるように配慮しています。基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けています。月1回、栄養士、調理員、各フロア職員が出席する給食会議を開催し、食物アレルギーのある児童への対応について話し合われており、情報を共有しています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A13	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>衣類は常に清潔で、体に合い、季節に適したものを着用しています。職員が洗濯、乾燥、アイロンがけを行い、各自の居室前にかごに入れて届けています。一人ひとり衣装ケースを持ち、衣類の整理・管理を行っています。その日の服装は子ども自身が決めています。職員の振る舞いを見て、洗濯機の使い方や洗濯物のたたみ方、アイロンがけに興味を持ち、自分でできるようになっています。自分で衣類を選べる年齢になると、買い物に同行します。「男の子だから」「女の子だから」という概念を持たず、好きな物を選べるように支援しています。高校生の意見を尊重し、インターネットで衣類を購入することも支援しており、その分のお小遣いを増額して対応しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A14	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>小学生高学年以上の子どもには個室を提供しています。二人部屋であってもカーテンを仕切りとして個人の空間を確保しています。居室の飾りつけは子どもに任せています。整理整頓が苦手な子どもには適宜声掛けを行っています。食堂や共有スペースは十分な広さがあり、常にきれいに保たれており、子どもたちが伸び伸びと過ごせる場所となっています。フロアにある調理室は家庭的な雰囲気を大切にし、整備されています。破損箇所は迅速に修繕され、施設玄関前の掃除や花壇の草花の手入れなども十分に行われています。施設内外ともに、子どもたちが気持ちよく過ごせるよう、環境整備に取り組んでいます。</p>		

A-2-(5) 健康と安全		
A15	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりに対し、日頃から行動や発言を注意深く観察し、心身の健康状態の変化に早期に気づき、適切な対応を行うよう支援しています。勤務交代時には確実な申し送りが行われています。難病を抱えた子どもの対応についてはマニュアル化され、勉強会を通じて全職員に周知しています。病院受診に関するマニュアルも作成されており、嘱託医と連携しています。さらに、心理療法担当職員による心的外傷の治療を目的とした心理面接（カウンセリング）を実施しています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A16	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>性・生教育委員会が設置され、性・生教育講座が実施されています。性についての正しい知識と関心を持てるよう、教材を利用した勉強会を開催したり、外部講師を招き、年齢別に CAP 実践プログラムによる「性や暴力に対する知識や対応を身につける」研修会を開催しています。職員も一緒に参加しています。また、性に関するアンケートを実施し、その回答を確認した上で相談の機会を設けています。性についてタブー視せず、子どもの不安や疑問に答えるよう努めています。男女別にフロアが分かれています。夜間にフロアを移動しないよう、移動したことに気づくよう階段にセンサーを設置しています。これは、子どもたちの心身の健康を守るための対応と考えられます。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A17	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>自分の気持ちを上手く言葉で表現することが難しく、暴力という行動に出てしまう子どもに対して、心理療法担当職員とフロア担当職員が連携し、計画的に SST（社会的スキル訓練）を行っています。日頃から暴力や暴言について対話の時間を意図的に設け、安心・安全な生活とは何かを子どもたちと一緒に考え、話し合えるようにホームルームの時間を多く設けています。行動上の問題を生じやすい子どもの特性などについては、あらかじめ職員間で情報を共有し、対応しています。個別対応を担う職員がおり、問題を起こした子どもへの個別面接を行い、必要に応じて児童相談所や生活場面での個別対応を協議し、子どもたちの発言の言外の意味を考えながら丁寧に関わっています。</p>		

A18	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>問題行動等に対応する手順があり、暴力に関するマニュアルが作成され、施設全体で取り組んでいます。担当職員一人に対応できない場合は、フロアへの応援を要請することとしており、職員間で協力体制が構築されています。暴力、いじめ、差別等の行動に対しては、「悪いことだ」と毅然と伝え、そうした行動に至った心情を受け止めるように対応しています。職員は子どもの遊びに積極的に関与し、主任や園長もフロアに足を運び、子どもたちに声をかけることで、子ども同士の関係性の把握に努めています。また、フロア会議で話し合い、関係図を作成しています。さらに、施設内に死角や密室ができないよう、建物の構造を点検しています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A19	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>心理的ケアが必要な子どもに対しては、自立支援計画に基づき、心理療法プログラムを策定しています。心理療法を行うことができる有資格者を2名配置し、和室を相談室として使用し、畳の上でリラックスした環境で支援を行っています。心理療法には遊戯療法や芸術療法も取り入れています。生活場面での面接では、職員とどうしたらより円滑な関係を築けるかを話し合い、子どもへのアドバイスだけでなく、職員とも協力して支援を行っています。また、SSTやWoWWプログラムも実施しています。心理療法担当職員を中心に、施設全体で心理的支援の目的が共有され、機能しています。心理療法担当職員は、子どもと職員に向けた心理療法の広報誌を月1回発行し、紙面による支援が効果的に行われています。さらに、月1回、外部の専門家からスーパービジョンを受け、業務の振り返りと整理を行っています。</p> <p>子どもたちが自分の良いところを探し、付箋用紙に書き出して模造紙に貼り出していました。付箋用紙がどんどん増えていく様子に、子どもたちの心にポジティブな感情が育っていることを感じることができました。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A20	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「生活の手引き」に1日の流れとして学習時間を設け、学習習慣が身につくよう援助しています。各居室には勉強机があり、また豊富な参考書や辞典等を準備して学習環境を整備しています。地域の資源である大学生のボランティアを活用し、小中高それぞれのニーズに合わせた学習支援を行っています。大学生と交流することで、進学についての選択肢が広がる効果が見られます。月1回の学校との連絡会に出席し、子どもの学力を把握し、学力に応じた学習ができるよう担任と連携して学力向上の支援を行っています。受験生が学習塾を利用することなく、全員が高校進学という目標を達成しました。忘れ物がないよう、一緒に時間割を確認し準備するよう促しています。低学年の子どもたちは、テーブルを共用して一緒に宿題をするという環境です。</p> <p>静かに落ち着いて勉強できるよう、子どもの希望に沿った個別スペースや学習スペースを用意する等、学習環境の整備を検討してみたいかがでしょうか。</p>		

A21	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>進路選択について自己決定ができるよう、進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供したうえで十分に話し合いを行っています。進路選択に際しては、本人、学校、保護者、児童相談所の意見を十分に聞き、自立支援計画に反映させ、各機関と連携して支援を行っています。経済的な理由で進学を断念しないよう、奨学金や法人の修学基金の情報を提供しています。また、社会的養護自立支援拠点事業「つなぐ」と連携し、資金面や生活面でのサポートを行っています。学校を中退したり不登校となった子どもに対しては、施設入所を継続することで社会経験を積めるよう支援しています。通学を伴わない勉強方法の情報も収集し、提供しています。大学進学を果たした子どもに対しても、必要に応じて措置延長を利用し、支援を継続しています。</p> <p>職場見学の候補を絞るにあたって、子どもの時間に合わせて相談に乗ってくれたり、一緒に考えてくれたり、アドバイスをくれたり、調べてくれる姿勢が見られました。担当者だけでなく、それ以外の職員も話を聞いてくれる等、将来についての話に丁寧に対応していることがアンケートの回答から読み取ることができました。</p>		
A22	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>高校生にはアルバイトを奨励し、日頃から施設の運営を応援・協力してくれる企業に採用をお願いしています。これにより、自立に向けた社会経験を積む機会を得ることができています。理解ある大人たちとの関わりの中で、働くことへの自信を持っているようです。職場実習や職場体験は学校のカリキュラムを活用しており、施設側での新たな開拓には取り組んでいませんが、「卒業したらここで働きたい」と話す子どももおり、日頃の職員の行動に対する尊敬の気持ちが感じられます。</p> <p>中学生にむけて、同法人で運営している福祉施設や病院等で職場体験をする機会を持つてはいかがでしょうか。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A23	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を2名配置し、家族に対して子どもが施設でどのように生活しているかを説明し、家族の相談に応じています。自立支援計画は保護者の意向を確認した上で作成しています。家族の気持ちに寄り添った丁寧な対応を通じて信頼関係の構築に取り組んでいます。執拗な問い合わせがある場合には、担当職員だけでなく、主任や園長も根気強く対応し、理解と信頼を得られるよう努めています。家族が抱える問題が明らかになった際には、家族自身がその問題に気づけるよう促し、整理を支援しています。問題解決に向けて、児童相談所や関係機関と連携しながら支援を行っています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A24	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>家庭復帰に向けて、児童相談所と連携し、家族再統合プログラムを計画的に実施する体制が構築されています。面会の場に立ち会い、養育相談に応じるなど家族支援を行っています。家庭生活に不安がある場合は、外泊や帰省時の過ごし方を確認するために家庭訪問を実施し、適切な関わり方について助言や指導を行い、養育力の向上に取り組んでいます。また、家庭復帰後のアフターケアにも力を入れています。</p>		